



様式第8号

食品営業許可証

食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 営業者の氏名 第十興産株式会社
- 2 営業所の所在地 県内一円
- 3 営業所の名称、
屋号又は商号 T e n ' s K i t c h e n
- 4 営業の種類 飲食店営業
- 5 許可番号 第 2022 - 1752 号
- 6 許可年月日 令和 5年 3月 29日
- 7 許可の有効期限 令和 10年 3月 31日
- 8 許可の条件 自動車を利用して行う営業に限る（貯水設備200L以上）
自動車登録番号 横浜800わ1593

令和 5年 3月 29日

千葉県保健所長 山口 淳



注 営業者は、本許可証を営業所の見やすい場所に掲示すること。

住 所 神奈川県秦野市曾屋字曾屋原165番地2

氏 名 第十興産株式会社

代表者 中村豪

食品営業許可通知書

令和 5年 3月 22日付けであった申請については、食品衛生法第55条第1項の規定により次のとおり許可したので通知します。

令和 5年 3月 29日

千葉県保健所長 山口 淳



- | | |
|-----------|---|
| 1 営業所の所在地 | 県内一円 |
| 2 営業の種類 | 飲食店営業 |
| 3 許可番号 | 第 2022 - 1752 号 |
| 4 許可年月日 | 令和 5年 3月 29日 |
| 5 許可の有効期限 | 令和 10年 3月 31日 |
| 6 許可の条件 | 自動車を利用して行う営業に限る（貯水設備200L以上）
自動車登録番号 横浜800わ1593 |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。